



# 市県民税の申告相談は

## 2月1日からです

二月一日から市県民税の申告相談が始まります。個人の市県民税の税額は、皆さんから提出いただく申告書から算出されます。税は私たちが快適な市民生活を送るうえで、欠かすことのできない大切なものです。期間内に正しい申告をしましょう。

### 申告が 必要なかたは

提出されているかた。  
※わからない場合は勤め先でご確認ください。

○年金所得だけのかた。

○12年1月1日現在、大館市に住んでいて、11年中（1月～12月）に、事業や不動産（地代、家賃）、給料（中途退職を含む）などの所得のあつたかた。

○11年中に所得がなかつたかたで、市県民税申告書が送られたかた。

※この場合は、市県民税申告書裏面の「収入のなかつた方へ」欄に記入のうえ、申告してください（郵送でも申告できます）。

○大館市に住んでいなくても、12年1月1日現在、大館市に事務所、事業所があるかた。

### 申告が 不要なかたは

### 営業所得・不動産 所得があるかたは

営業所得や不動産所得があると思われるかたには、市県民税の申告書と一緒に収支計算書をお送りしています。収支計算書に記入のうえ、申告書に添付してください。

○農業所得標準を使用するかた  
作付面積が小さかつたり、高齢などのため記帳していないかたのために市では「農業所得標準」を作成しています。この「農業所得標準」で申告するかたは、



### ○収支計算をするかた

農業所得についても、個々の納稅義務者が収支計算をすることになっています。収支計算とは、売上金などの収入金から必要経費を差し引いて所得を計算することです。収支計算にて申告するかたは、収支計算書を必ず作成のうえ、確認のための帳簿など（例・収支計算ノート、領収書など）をご持参ください。

※収支計算書を作成していらない場合は、すぐに申告の手続きができない場合もありますので、必ず領収書などを計算のうえ、収支計算書を作成してください。なお、JAあきた北営農センターでは、収支計算について指導しておりますのでご相談ください。

また、十一年中に新たに事業を始めたかたで、収支計算書が送られていらない場合は市役所税務課へご連絡ください。

### 農業所得があるかたは